

交	00	01	5年
令和12年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 4 9 号

令 和 7 年 3 月 1 8 日

交 通 部 内 所 属 長 殿

運 転 免 許 課 長

停止処分者講習実施要領の制定について

停止処分者講習の実施については、「停止処分者講習実施要領の制定について」（令和3年3月24日付け青警本運免第1176号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、別添のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

担 当

運転免許課

高齢運転者等支援係

別添

停止処分者講習実施要領

第1 総則

1 目的

この要領は、運転免許（以下「免許」という。）の保留又は免許の効力の停止等の行政処分を受けた者に係る運転者としての資質の改善を図ることを目的として、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項の規定により、委託して行う同条第1項第3号に規定する停止処分者講習（以下「処分者講習」という。）を適正、かつ、効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 処分者講習を実施するために必要な事務

処分者講習を実施するために必要な事務は、青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が行うものとする。

3 受託者の申請、報告等の経由先

処分者講習の受託者が公安委員会に対して行う申請、報告等は、すべて運転免許課長を経由するものとする。

第2 基本的留意事項

1 講習指導員の要件

処分者講習に従事する講習指導員は、委託講習等の実施に関する規則（平成23年12月青森県公安委員会規則第9号。以下「委託規則」という。）別表第2（第4条関係）上欄「停止処分者講習」の下欄に定める講習指導員の要件を満たした者とする。

2 講習施設

所要の受講者を収容できる必要な教材を整えた講習室及び自動車等の運転に必要な適性に関する調査で、自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「実車による指導」という。）が適正、かつ、効果的に実施できるコースを整えている施設とする。

3 講習用教材等

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第3項第3号に定める教材について、次のとおり整備するものとする。

(1) 教本及び視聴覚教材等

ア 教本

処分者講習において使用する教本は、別添1の内容について、正確にまとめられたものを使用すること。

イ 視聴覚教材等

県内の交通実態に関する内容の資料及び危険予測、事故事例に関する視聴

覚教材等を必要数整備すること。また、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備すること。

(2) 自動車等

実車による指導が適正、かつ、効果的に実施できるよう、所要の自動車等を必要数整備すること。

なお、整備する自動車等は、次表のとおりとする。

自動車等の区分	必要な装置等
大型自動車、中型自動車及び準中型自動車	補助ブレーキ等の装置を装備したもの
普通自動車	マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したもの
大型自動二輪車及び普通自動二輪車	マニュアル式及びオートマチック式のもの
一般原動機付自転車	原則としてスクータータイプのもの

(3) 運転シミュレーター

運転シミュレーターは、型式認定を受けたもの等適正なものを整備し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作により行う検査によるものに基づく指導（以下「シミュレーター操作による指導」という。）が各区分の処分者講習において実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備すること。

(4) 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を整備すること。

4 講習の委託

公安委員会が処分者講習を委託することができる法人は、府令第38条の3及び委託規則別表第1（第3条関係）上欄「停止処分者講習」の下欄に定める委託要件を満たし、かつ、処分者講習に係る講習指導員を6人以上確保しているものでなければならない。

5 講習指導員の選任及び解任等

(1) 講習指導員の選任

受託者が講習指導員を選任しようとするときは、都度、公安委員会の承認を受けなければならない。

(2) 講習指導員の解任等

ア 解任等の届出

受託者は、講習指導員が免許の行政処分を受け、又は講習指導員として適当でないと認められる事由が生じたことにより、講習指導員を解任し、若しくは必要と認める期間、講習に従事することを禁止したときは、公安委員会に届け出なければならない。

イ 解任等の勧告

公安委員会は、講習指導員が免許の行政処分を受け、又は講習指導員として適当でないと認められる事由を認知したときは、受託者に対し、当該講習指導員について解任等の措置をとることを勧告するものとする。

(3) 講習指導員の解任等の手続き

講習指導員に係る解任等の手続きは、委託規則第5条（講習指導員等の選任等の報告）、同第6条（講習指導員等の解任等）に定めるところによるものとする。

第3 講習実施上の留意事項

1 講習の実施区分

処分者講習は、免許の保留、効力の停止等の期間（以下「処分期間」という。）が40日未満の者に係る講習（以下「短期講習」という。）、処分期間が40日以上90日未満の者に係る講習（以下「中期講習」という。）及び処分期間が90日以上の方に係る講習（以下「長期講習」という。）に区分して実施するものとする。

2 講習時間及び実施期間

講習時間及び実施期間は、次表のとおりとする。ただし、特に追加講習の必要がある者については、1時間程度の追加講習を行うことができることとするが、その時間分の手数料は徴収しないものとする。

実施区分	講習時間	実施期間
短期講習	6時間	1日間
中期講習	10時間	2日間
長期講習	12時間	2日間

3 講習場所

前記第2の2で示した講習施設の条件を満たし、かつ、公安委員会が指定した場所とする。

4 講習内容等

講習は、別添2「停止処分者講習実施基準」により行うものとする。

5 受講者の確認

運転免許停止処分書及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カードにより、受講対象者本人であること及び受講資格の確認を確実に行うこと。

6 受講申請書の受理

「停止処分者講習受講申請書」（青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公

安委員会規則第7号。以下「申請書」という。(別記様式第26号))の受理は、講習当日、講習会場において行うこと。この場合において、申請書の記載内容及び申請書貼付の手数料(青森県収入証紙)に誤りがないか確認すること。

7 学級編成等

(1) 学級編成

短期講習、中期講習及び長期講習のいずれも、1学級の編成は、原則として9人とし、運転適性指導については1グループ3人以内とする。

(2) 講習指導員の配置

1学級につき講習指導員1人を配置する。また、運転適性指導は、1グループにつき講習指導員1人を配置する。

なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により効果的な講習を行うこと。

(3) 学級編成の細分化

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、各種特別学級を設置することができる。

なお、特別学級の対象者は、原則として次の基準により区分するものとする。

ア 二輪学級

主として二輪車(自動二輪車及び一般原動機付自転車をいう。以下同じ。)を運転している受講者及び主として四輪車を運転しているが、当該処分の事由に照らして二輪車の運転について指導する必要があると認められる受講者

イ 飲酒学級

当該処分の事由に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者

ウ 速度学級

当該処分の事由に照らして速度の危険性について指導する必要があると認められる受講者

エ 高齢者学級

70歳以上の受講者

オ その他の特別学級

ア～エに該当しないが、特別学級を設置して講習を行うことが必要と認められる受講者

8 運転適性指導

自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査結果に基づいて行うものとする。

(1) 筆記による検査に基づく指導

講習の実施区分における筆記による検査の種別は、次表のとおりとし、受講

者全員について実施し、検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導すること。

実施区分	筆記による検査の種類
短期講習	「科警研編運転適性検査82-3」又はこれと同等以上のもの
中期講習	「科警研編運転適性検査73-2」又はこれと同等以上のもの
長期講習	「科警研編運転適性検査73-2」又はこれと同等以上のもの

(2) 器材使用による指導

器材使用による指導は、短期講習では、事故に結びつきやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について、中期講習及び長期講習では受講者全員について実施し、検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導すること。

(3) 実車による指導、運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導場所等の設定

実車による指導は、前記第2の2で示した施設の条件を満たし、かつ、公安委員会が指定した場所において実施すること。

この場合における実車指導の内容（以下「講習路」という。）設定については、四輪車により指導する場合は、別添3「四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」、二輪車により指導する場合は、別添4「二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」に基づき設定すること。

イ 使用車両

受講者が保有する免許の種類に対応する自動車等を使用すること。ただし、対応する自動車等がない場合は、次の措置をとることができるものとする。

(ア) 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(イ) 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(ウ) 準中型免許を有する者は、普通自動車を使用すること。

(エ) 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例が設けられていないことをあらかじめ教示すること。

ウ 運転行動の診断と指導

実車による指導においては、検査結果に基づき、別添5「運転行動診断票」を作成し、これにより必要な指導を行うこと。

なお、天候不順及び積雪等により、実車による指導が困難な場合は、代替措置として、運転シミュレーター等を活用するものとする。

エ 運転シミュレーター操作による指導

(ア) 実車による指導に加えて、実車による指導のみでは指導することが困難

な交通事故、その他危険場面等について、運転シミュレーターの操作により擬似体験させ、受講者の運転行動の危険性を診断して指導を行うこと。

なお、運転シミュレーター操作による指導は、短期講習では、必要と認める者に、中期講習及び長期講習では受講者全員に対して行うこと。

- (イ) 使用する運転シミュレーターは、保有する免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は一般原動機付自転車用とする。ただし、原付免許保有者には、一般原動機付自転車用のシミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用で代替することができるものとする。

9 考査の実施

(1) 考査の実施要領

講習内容の修得状況及び講習効果を確認するための考査は、講習全般の内容に関する正誤式問題40問を出題し、筆記方式により20分で解答させる方法で行うものとする。

なお、考査の成績が50パーセント以上の者については、受講態度を加味して改善効果の評価し、「審査基準の一部改訂について」（令和4年5月11日付け運免第137号）に定めるところにより、処分期間の短縮日数を決定するものとする。ただし、考査の成績が50パーセント未満の者から再考査の申出があった場合は、再考査を受けさせること。

(2) 改善効果評価上の留意点

改善効果の評価に加味する受講態度の判断に当たっては、次のような具体的な行為又は態度が認められ、講習実施中に本人に対して当該事実について指摘したような場合は不良と判断すること。

- ア 他の受講者に迷惑となる行為
- イ 故意に講習の進行を妨げる行為
- ウ 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

10 聴覚障害者への対応

聴覚障害者が受講する場合の配慮事項は、概ね次のとおりとするが、これに限定することなく、講習効果の上がる講習の実施に努めること。

- (1) 講習に際しては、要約筆記者等の同席や聴覚障害者の席順等について配慮すること。また、講習内容の説明資料等の配布や字幕付き映像資料等の活用に努め、字幕が入っていないビデオ教材等を使用する場合は、教材のあらすじを事前に配布するなど、映像の内容を理解できるようにするための措置を講じること。
- (2) 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

- (3) 手話通訳を帯同した場合は、考査以外での同行は認めるが、考査実施時には、退室させること。

11 講習効果の測定と事故防止

(1) 講習効果の測定

講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反、交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めること。

(2) 事故防止

講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

また、講習に係る事故に備え対人等の保険に加入すること。

12 特異事項の報告

受託者は、次に掲げる特異事項が発生した場合は、速やかに公安委員会に報告するものとする。

- (1) 講習中に受傷事故又は交通事故が発生したとき
- (2) その他講習に関し、特異事項が発生したとき

第4 事務処理上の留意事項

1 講習の実施計画

講習の実施計画については、公安委員会が処分者講習実施計画書を作成し、受託者に示すこととする。

2 提出書類

受託者が公安委員会に提出する書類は次のとおりとする。

(1) 申請書

講習を実施した場合は、申請書に各講習区分に応じた講習手数料（青森県収入証紙）を貼付し提出すること。

(2) 考査結果

考査を実施した場合は、「考査実施結果報告書」（委託規則別記様式第12号）に、「答案用紙」（別記様式1）を添付し提出すること。

(3) 運転適性検査結果等

講習において、運転適性検査（ペーパーテスト）を実施した場合は、「運転適性検査（ペーパーテスト）実施結果報告書」（別記様式2）、シミュレーターを実施した場合は、「運転技能診断（シミュレーター）実施結果報告書」（別記様式3）、CRT運転適性検査機による運転適性検査を実施した場合は、「運転適性検査（C・R・T）実施結果報告書」（別記様式4）を提出すること。

(4) 感想文

高齢者学級等において、受講者に感想文を作成させた場合は、当該感想文を提出すること。

(5) 月報

毎月10日までに、前月の講習実施結果を集計し、「停止処分者講習実施結果報告書」(委託規則別記様式第11号)を提出すること。

3 備付簿冊

受託者は、次の簿冊を備え付けるものとする。

番号	備付簿冊	保存年限	備考
1	停止処分者講習指導員名簿	1年	異動の都度加除訂正
2	講習指導員承認申請書(控)	1年	
3	講習指導員等解任等届出書(控)	1年	
4	停止処分者講習実施計画書(控)	1年	
5	停止処分者講習結果報告書(控)	1年	

別添1

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故や交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上、民事上の責任について図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例や民事裁判例、保険制度について、図表等を用いて解説すること。

3 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置がとれるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1) 性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2) 各年代毎の運転者の一般的特性

各年代毎の運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が留意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力(①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑)について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取り組み

等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5 安全運転の方法

(1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3) 高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4) 駐車・停車、自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法、自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6 事故時の対応と応急救護処置

財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度(初心運転者講習、**若年運転者講習**、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習)について、図表等を用いて解説すること。

8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9 安全運転5則

(1) 「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々の交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

停止処分者講習実施基準

青森県警察本部交通部 運転免許課

別表 停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目
その1 四輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分 30分	60分 60分	60分 60分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 当該都道府県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任 ア 運転者の社会的責任 イ 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交道德の向上を図る。 ○ 中・長期では、次の事項について詳しく触れ、運転者の社会的な立場を理解させる。 ・ 運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ・ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 当該都道府県における交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響		○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90分 20分	150分 30分	150分 30分
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所などでの通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (12) 事故と故障時の措置		○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。 ○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。			
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分 60分	120分 120分

8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル	講義 教本、視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	90分	120分	120分
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	180分 160分	120分 120分	120分 120分
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	120分 120分	150分 150分	
11 面接指導		個別的指導(適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分 30分	60分 60分	90分 90分
	考査		○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。	30分 30分	30分 30分	30分 30分
講習時間合計				360分 360分	600分 600分	720分 720分

- 備考 1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
2 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
3 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施すること。
4 「運転適性についての診断と指導」及び「面接指導」については、考査後に実施することができる。

その2 二輪運転者用

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間		
				短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分 30分	60分 60分	60分 60分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 当該都道府県の実情に応じて交通障害（事故、騒音、暴走行為、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 当該都道府県における二輪車事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力		○ 乗用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用習慣づけを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90分 20分	150分 30分	150分 30分
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要性を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。			
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分 60分	120分 120分
8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離	講義 教本、視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険	90分	120分	120分

	(2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル		性を理解させる。			
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 ○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。 	180分 160分	120分 120分	120分 120分
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 ○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。 		120分 120分	150分 150分
11 面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。 	30分 30分	60分 60分	90分 90分
	考査		<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式問題40問で実施し、終了後に正解を説明する。 	30分 30分	30分 30分	30分 30分
講習時間合計				360分 360分	600分 600分	720分 720分

- 備考 1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、 内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。
- 2 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
- 3 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施すること。
- 4 「運転適性についての診断と指導」及び「面接指導」については、考査後に実施することができる。

別添3

四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所等	道 路 形 状	診 断 の 着 眼 点
コース (長期講習) 所要時間 40分程度 走行距離 おおむね4～5 km (中期講習) 所要時間 30分程度 走行距離 おおむね3 km (短期講習) 所要時間 10分程度 走行距離 おおむね1 km	1 外周、外回り 2 外周、内回り 3 クランク S 字 4 見通しの悪い交差点 直進、右折、左折	速度の加減速の状況 交差道路への対応 ハンドルさばき、減速調整 飛び出しに対する警戒状況

(注)

- 1 所要時間、走行距離等は、受講者1人当たりの基準を示す。
- 2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間（1人当たり10分程度）を除いたものである。
 なお、所要時間は、指導の時間を含むものとする。

別添4

二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所等	道 路 形 状	診 断 の 着 眼 点
<p>コース (長期講習) ・所要時間 40分程度 ・おおむね1～4を 含むこと。 (中期講習) ・所要時間 30分程度 ・おおむね1～4を 含むこと。 (短期講習) ・所要時間 10分程度 ・1～4から2課題 程度</p>	<p>1 慣熟走行 2 目標制動 3 コーナリング 4 スラローム</p>	<p>正しい運転姿勢、基本走行 ブレーキ操作と制動距離 カーブでの進路保持と速度調整 ハンドル操作と速度調整</p>

(注)

- 1 所要時間等は、受講者1人当たりの基準を示す。
- 2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間（1人当たり10分程度）を除いたものである。
なお、所要時間は、指導の時間を含むものとする。

運転行動診断票

実施年月日	年 月 日	指導員氏名		四輪 二輪
受講番号		受講者氏名		男 女
1 運転姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的な乗車姿勢 ●運転行動に対する心の持ち方 	<input type="checkbox"/> 基本励行の有無 <input type="checkbox"/> 実車指導を通じた受講者の受講姿勢（指導員の指摘事項等に対する履行状況を含む）		
2 交通法規の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ●道路標識・標示の確認 ●交差点での通行方法、車間距離、法定・指定速度等の原則に従っているか 	<input type="checkbox"/> 見落としが多い。 <input type="checkbox"/> 法規を無視しがちである <input type="checkbox"/> 法規の遵守にむらがある。 <input type="checkbox"/> 慎重過ぎてもたつく。		
3 交通情勢の迅速な把握及び的確な判断、処理	<ul style="list-style-type: none"> ●交通情勢に応じた認知・判断・操作状況 	<input type="checkbox"/> 状況把握及び動作が全て遅れがちとなる。 <input type="checkbox"/> 交通の幅そうする場面で戸惑いがちになる。 <input type="checkbox"/> 周囲の状況に頓着なく、雑な運転をする。 <input type="checkbox"/> 機敏性がなく慎重だが、まどろい感じがする。		
4 歩行者、自転車等他の交通に対する心配り、運転マナー	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者、自転車、子供、高齢者等交通弱者に対する態度 ●他人に対する譲り合いの気持ち 	<input type="checkbox"/> 交通弱者等を無視し、自分本位の運転をする。 <input type="checkbox"/> 歩行者等との間近な側方通過など危険性のある運転をする。 <input type="checkbox"/> 人や車の動きにこだわりなく、ずぼらな運転をする。 <input type="checkbox"/> 相対的にマナーに欠けるきらいがある。		
5 交通の流れに沿った安全で円滑な走行	<ul style="list-style-type: none"> ●総合観察 	<input type="checkbox"/> 交通の流れに乗れず、もたもたした運転をする。 <input type="checkbox"/> 周囲を見ずに先を急ぐきらいがある。 <input type="checkbox"/> 思い付きでヒョイと動く、せっかちな運転をする。 <input type="checkbox"/> 人目を引くような無理な右・左折等をする。		
6 設定課題における走行特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●交差点における右・左折 ●信号交差点における走行 ●指定場所における一時停止 ●カーブ走行 ●進路変更（合図含む） ●横断歩道の通過 ●駐停車車両等障害物の測方通過 			
7 総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ●全体に安全運転か ●落ち着いて慎重か ●受講者の性能、性格別個性 	<input type="checkbox"/> 優 <input type="checkbox"/> 優 <input type="checkbox"/> 状況判断力 <input type="checkbox"/> 衝動抑止性 <input type="checkbox"/> 抑うつ性 <input type="checkbox"/> 協調性	やや優 普通 やや優 普通 <input type="checkbox"/> 動作の正確さ <input type="checkbox"/> 自己顕示性 <input type="checkbox"/> 感情高揚性 <input type="checkbox"/> 情緒安定性	やや劣る 劣る やや劣る 劣る <input type="checkbox"/> 動作の速さ <input type="checkbox"/> 神経質傾向 <input type="checkbox"/> 攻撃性

注：余白を利用し、受講者の運転行動をチェックすること。

別記様式 1

答 案 用 紙					
受付番号	免許証保管署名	講習年月日		免許種類	
		年 月 日			
処分日数	得点	短縮日数	採点者		
			第1回	第2回	第3回
日	点	日			

1	正	誤	12	正	誤	23	正	誤	34	正	誤
2	正	誤	13	正	誤	24	正	誤	35	正	誤
3	正	誤	14	正	誤	25	正	誤	36	正	誤
4	正	誤	15	正	誤	26	正	誤	37	正	誤
5	正	誤	16	正	誤	27	正	誤	38	正	誤
6	正	誤	17	正	誤	28	正	誤	39	(1)	正 誤
7	正	誤	18	正	誤	29	正	誤		(2)	正 誤
8	正	誤	19	正	誤	30	正	誤	(3)	正 誤	
9	正	誤	20	正	誤	31	正	誤	40	(1)	正 誤
10	正	誤	21	正	誤	32	正	誤		(2)	正 誤
11	正	誤	22	正	誤	33	正	誤	(3)	正 誤	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 2 短期講習は白色、中期講習は黄色、長期講習は赤色とする。

年 月 日

運転免許課長 殿

受託機関名

運転適性検査（ペーパーテスト）実施結果報告書

停止処分者講習対象者 名に対して、 年 月 日実施したペーパーテストの判定結果については、これを被検査者に教示、指導したから報告します。

1 ペーパーテスト実施者 _____

2 採点、評価、判定 _____

3 判定結果

評 価		短 期	中 期	長 期	計
優れている	5				
やや優れている	4				
普通	3				
やや劣る	2				
劣る	1				

4 参考事項

年 月 日

運転免許課長 殿

受託機関名

運転技能診断（シミュレーター）実施結果報告書

停止処分者講習対象者 名に対して、 年 月 日実施した
運転技能診断の判定結果は、別紙のとおりであるが、これを被検査者に教示、指導した
うえ交付したから報告します。

記

1 診断実施者

2 診断結果

短期	中期	長期	計
名	名	名	名

3 参考事項

別記様式4

年 月 日

運転免許課長 殿

受託機関名

運転適性検査（C・R・T）実施結果報告書

停止処分者講習対象者 名に対して、 年 月 日実施した検査の判定結果について、これを被検査者に教示、指導したから報告します。

1 検査実施者

2 判定結果

評 価		短 期	中 期	長 期	計
優れている	5				
やや優れている	4				
普通	3				
やや劣る	2				
劣る	1				

3 参考事項